

下記に内容記入いただき、FAX・Eメール送信または郵便・社内便にて最寄の帝人エージェンシー保険部までお送りください。

FAX 大阪地区 : 06-6459-6045 東京地区 : 03-3506-4933  
Eメール : hoken@teijin.co.jp

## 社宅（借家）用『火災保険』見積依頼書

(家財火災保険 + 借家人賠償 + 修理付帯費用 + 個人賠償)

申込日 年 月 日

(フリガナ) 氏名		自宅電話	
		携帯電話	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (才)	社員番号	
所属会社		勤務先電話	
マンション所在地	〒		
マンション名		部屋番号	号室
建物階数	階建 階	専有面積	m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 ・ 木造 ・ その他 ( )		
保険期間	年 月 日 ~ 5年間		
家族構成(本人含む)	大人(18歳以上) 名 ・ 小人(18歳未満) 名		

↓ご希望の補償額に○印をつけてください※年齢、家族構成により補償額を調整しご案内する場合があります。

保険タイプ	(参考)単身世帯の場合			(参考)家族世帯の場合		
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
家財補償額	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	1000万円
	上記以外の補償額をご希望の場合は、こちらに補償額をご記入ください⇒					万円
借家人賠償	2000万円					
修理付帯費用	300万円					
個人賠償	1億円					
水災補償	要 ・ 不要 * 不要の場合は理由を記入ください ⇒					
地震保険	家財に地震保険を 付ける ・ 付けない			希望補償額⇒ 万円		
	* 昭和56年6月1日以降の新築建物については、新築年月の記載がある確認資料を提出いただければ家財の地震保険料が10%割引となります。提出がない場合は割引が適用できません。 【宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書】(ただし、宅地建物取引主任者の記名・捺印と新築年月の記載があること) 【建物登記簿謄本】 【登記事項証明書】 等々					

★地震保険料は別途加算となります。

地震保険の補償額は家財補償額の30%~50%の範囲となります。

★貴金属・稿本等の取り扱いは以下のとおりです。

\* 貴金属・稿本等とは貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書などのことをいいます。

- ①100万円以下 → 明細は提出不要で100万円まで自動補償されます。
- ②1000万円以下 → 明細は提出不要ですが300万円、500万円、800万円、1000万円の中から補償額を決めていただきます。
- ③1000万円超 → 個別に明細を提出いただきます。明細を提出されなければ補償されませんので、ご注意ください。

ご不明点・ご質問等ございましたら帝人エージェンシーにお問い合わせください。